別紙 ５

平成２２年度 事務事業評価調書（新規用）

北広島市

整理番号	53	事務事業名	病児緊急預かり事業	作成部署	児童家庭課	電話	内線８１４
事務区分	■自治事務　□法定受託事務	部長職名	三熊秀範	課長職名	内山浩一	作成日	平成22年9月10日
事務事業開始年度	Ｈ２３	根拠法令等					
〃　終了予定年度							

【１ 事務事業の概要 】

病児・病後児の緊急預かり事業について、国は平成１７年度から緊急サポートネットワーク事業を開始したが、ファミリーサポートセンター事業での病児・病後児預かりを促進するため、２０年度で緊急サポート事業を廃止し、円滑な移行のために平成21・22年度限りで緊急サポート事業の後継となる病児・緊急預かり対応基盤基盤整備事業を実施した。現在、北広島市内には病児緊急預かりの利用会員が１９名（両方会員含む）いるが、２３年度からは国の補助事業もなくなることから、市が事業の受け皿となるNPO団体に病児緊急預かり事業を委託して、共働き世帯やひとり親世帯の就労・子育てを支援する。

【２ 計　画 】

上位施策との関連（総合計画体系）		（第　1　章）　支えあい健やかに暮らせるまち
		（第　3　節）　子育て支援の充実
		（第　1　施策）　子育て環境の充実
目的	対　象（誰、又は何を）	急な病気になった児童（0歳～小学6年生）を家庭で看護することができない、または急な出張等で宿泊を伴う子どもの預かりが必要な共働き世帯やひとり親世帯の児童の親
	意　図	※ 何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか。
		病気になった児童や緊急な預かりについて不安を持つ共働き世帯やひとり親世帯の子育て支援・就労継続支援のため、児童の預かりニーズに対応できる環境を整備する。
手段	※ 市が行う事務事業の具体的な実施内容（補助等の場合は、団体の活動内容）	
	平成２３年度	病児緊急預かり事業のNPO法人への運営委託
	平成２４年度	病児緊急預かり事業のNPO法人への運営委託
	平成２５年度以降	病児緊急預かり事業のNPO法人への運営委託

【３ 費用の予定額 】

（単位：千円）

【事業費の推移】		23年度予定額	24年度予定額	25年度以降の予定額 ～　年度	25年度以降の予定額 毎年度（参考値）
直接事業費	国支出金	900	900		900
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	900	900		900
	① 合　計	1,800	1,800	0	1,800
人件費（概算）	② 人　数（年間）	0.03	0.03		0.03
	③ 1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	④＝②×③	270	270	0	270
総事業費 ①＋④		2,070	2,070	0	2,070

整理番号	53

【４ 指　標 】

【事務事業を評価する指標（ものさし）】			指　　標　　値			
	指　　標　　名	単位	23年度目標	24年度目標	25年度目標	最終目標
基本指標	小学生以下の児童人口	人	6,020	5,912	5,806	
活動指標	① 利用会員登録数（両方会員含）	人	30	40	50	
	② スタッフ会員数	人	15	20	25	
	③					
	④					
成果指標	① 利用会員登録数（両方会員含）	人	30	40	50	
	② 病児預かり等件数	人	10	13	16	
	③					
	【指標の定義（算式等）】					

【５ 評　価 】

チェック項目		評点	選択理由、説明等
妥当性	・市民や社会の要求に合致しているか ・上位施策を達成するために必要な事務事業か （目的妥当性の度合） ・行政が関与しなければならない事務事業か （公共性・公益性の度合）	3	低迷する経済環境で共働き世帯が増えており、また、雇用環境も悪化しているため、雇用の継続に不安を持つ世帯もあることから、必要なサービスである。
有効性	・成果指標値から見て、目標の達成度は適切か （達成度合） ・目的を達成するための手段（実施方法）は有効か （手段有効度合）	2	病気になった児童等の預かり先があるという、保護書が安心して就労できる環境を整備することは、子育て支援・就労継続支援面から有効である。今後はファミリーサポート事業での実施が検討課題となる。
効率性	・投入する予算や人員に見合った効果が得られるか （費用対効果の度合） ・効率的な実施方法か （同じ経費で他に効率的な方法はないか）	2	急なニーズに対応するサービスであるため、利用会員の拡大が効率性向上につながる。
公平性	・受益者負担の必要性はないか ・当該事業による利益が、特定の個人や団体に偏っていないか	3	利用者は相応の利用料を負担しており、緊急預かり制度の普及促進を図る上から受益者負担は将来の検討課題と考える。
緊急性	・すぐに実施する必要があるか （緊急度合） ・熟度は高まっているか	3	国の補助事業が２２年度で終了するため、２３年度からの対応が必要である。
評点区分	３　適　切　　２　改善の余地がある　　１　不適切		

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	□ 法律の義務付けあり　■ 法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】 （事業担当部局が評価）	□ 民間等での実施または市民等との協働の可能性はほとんどなく、市で実施していく。 □ 民間等での実施または市民等との協働が可能であり、検討していく。 ■ 民間等で実施または協働して取り組んでいく。

【事業担当部局による説明】	石狩管内の市では本市と恵庭市を除き２２年度までに緊急預かりの環境整備を実施済みであり、　２３年度からの事業実施が必要と考える。

【６ 総合判定と説明 】

総　合　判　定	説　　明　（内部評価委員会の意見）
□ 実施する ■ 再検討（見送り） □ 実施しない	共働き世帯やひとり親世帯の就労・子育て支援は重要であるが、他機関で実施されている事業もあり、自治体として実施すべき事業について内容を検討すべきである。